

## 第8回住所変更検討委員会 摘録

日 時 令和6年2月21日（水） 15時00分～15時45分

場 所 登戸区画整理事務所 2階大会議室

参加者 【登戸南武町会】松本氏、岡崎氏

【登戸下河原町会】小内氏

【登戸東本町会】古田氏、野村氏、吉田氏

【登戸中央町会】内海氏、三平氏

【登戸新川町会】欠席

【登戸中部町会】吉澤氏、森田氏

【登戸多摩川町会】川鍋氏、吉澤氏、手塚氏

【登戸南町会】嘉弓氏

【登戸台和町会】欠席

【登戸新町町内会】上水氏

【事務局】川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所 石川、谷田貝、本田、岡野

- 〔次第〕
1. 第7回住所変更検討委員会の内容確認
  2. 町名アンケートの集計（速報値）の報告及び集計にあたっての確認
  3. 次回議題について

1. 第7回住所変更検討委員会の内容確認

⇒質疑等なし

2. 町名アンケートの集計（速報値）の報告及び集計にあたっての確認

> 資料2－1により、町名アンケートの速報値について、事務局より報告された。

▽発言

| 発言者 | 内容                              |
|-----|---------------------------------|
| 委員  | （集計にあたっての確認事項について）<br>意見なし      |
|     | （今後の流れ）                         |
|     | R8の住所変更が住民にとっては大変。<br>※その他意見等なし |

3. 次回（第9回）議題について

> 次回のスケジュールは令和5年3月13日（水）15時からとし、場所は本日同様（登戸土地区画整理事務所2階 大会議室）であることを説明された。

今回は、アンケートの集計（結果）の報告がされることとなった。また、町名（案）の採択の際には、アンケートの票数とともにアンケートにおいて記入のあった町名（案）を選択した理由を参考として、採択をしていくこととされた。

▽発言

| 発言者 | 内容                                   |
|-----|--------------------------------------|
| 委員  | アンケートの結果としてはAが圧倒的に多いが、A以外を選ぶこともあるのか。 |

|     |                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | A 以外の案の方が A よりもいい理由がないと説明できないと考える。                                                                  |
| 委員  | 将来、区画整理区域外について、登戸_____〇丁目として町名をつけていくことも可能であるとのこと。ただ、登戸〇丁目として登戸全体に付けていくことは、今回登戸〇丁目となった場合には難しくなるとのこと。 |
| 事務局 | 今後の登戸の町名のつけ方をこの検討委員会で議論をして、次の課題として残していくことは可能です。                                                     |
| 委員  | 今後の方向性として、現状の登戸 1－1 と新しい町名として登戸 1 丁目 1－1 があるなど類似する状況もあるので、できるだけ早い時期に解消することを私は希望しています。               |
| 委員  | 1 丁目の基点は決まってるのか。                                                                                    |
| 事務局 | 多摩区の基準点は JR 登戸駅になっています（川崎市住居表示整備実施基準より）。宿河原も登戸駅に近いところから 1 丁目をふっています。                                |
| 委員  | R8 年に換地処分の公告の翌日に一斉に住所が変わると、みんな一斉に市役所や警察などの窓口に行きに行くことになるので混乱するのではないのでしょうか。                           |
| 事務局 | いつ住所変更があるかは関係機関に事前に情報提供を行い、手続等を円滑に行えるようにしていきたいと考えています。                                              |
| 委員  | 今住宅が建っていて、住所の地番が書き換わるのは、市役所が対応してくれるのか。                                                              |
| 事務局 | 新たな地番については法務局に相談し、謄本の表題部分については市で書き換えを実施して参ります。なお、現在の地番は昔のままとなっており、地番の書き換えが実施されるのは換地処分時の一回のみです。      |